

X 6次産業の部

この部には、平成28年度（平成28年4月1日～平成29年3月31日）の1年間について、平成29年10月から平成29年11月までの間に実施した「6次産業化総合調査」の結果の北海道と全国の主な事項を収録した。

定義及び用語の解説

(1) 事業体

農業生産関連事業を営んでいる農業経営体、農協等が運営する農業生産関連事業の事業所並びに漁業生産関連事業を営んでいる漁業経営体、漁協等が運営する漁業生産関連事業の事業所をいう。

なお、農業経営体及び漁業経営体が複数の事業を営んでいる場合は、それぞれ1事業体としてカウントした。

(2) 年間販売金額

農業生産関連事業及び漁業生産関連事業に係る年間販売（売上）金額は、1年間（平成28年4月1日～平成29年3月31日）の事業による販売（売上）金額をいう。

ただし、上記期間での記入が困難な場合は、記入が可能な平成28年度の期間を含む1年間とした。

(3) 従事者

農業生産関連事業及び漁業生産関連事業に従事した者をいい、雇用者のほか、世帯員、経営者、役員等も含む。

(4) 雇用者

農業生産関連事業及び漁業生産関連事業の経営のために雇った「常雇い」及び「臨時雇い」をいう。

(5) 農業生産関連事業

農業経営体又は農協等による農産物の加工、農産物直売所、農家レストラン並びに農業経営体による観光農園及び農家民宿の各事業をいう。

ア 農産物の加工

農業経営体又は農協等が販売を目的として、自ら又は構成員が生産した農産物をその使用割合の多寡にかかわらず用いて加工（非食品の製造も含む。）することをいう。

イ 農産物直売所

農業経営体又は農協等が①自ら生産した農産物（構成員が生産した農産物や農産物加工品を含む。）を定期的に不特定の消費者に直接対面販売をするために開設した施設や場所及び、②農業経営体から委託を受けた農産物又は農産加工品を販売するため開設した場所又は施設をいう。

なお、果実等の季節性が高い農産物を販売するため、期間を限定して開設されたものを含み、無人販売所、移動販売及びインターネットのみによる販売は除く。

ウ 観光農園

農業経営体が観光客等の第三者に、ほ場において自ら生産した農産物の収穫等一部の農作業を体験又はほ場を鑑賞させ料金を得ている事業をいう。

エ 農家民宿

農業経営体が旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づく旅館業の許可を得て観光客等の第三者を宿泊させ、自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供して料金を得ている事業をいう。

オ 農家レストラン

農業経営体又は農協等が食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を得て、不特定の者に自ら又は構成員（組合員）が生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供して料金を得る事業をいう。

(6) 漁業生産関連事業

漁業経営体又は漁協等による水産物の加工、水産物直売所、漁家民宿及び漁家レストランの各事業をいう。

ア 水産物の加工

漁業経営体、漁協等が販売を目的として、自ら又は構成員（組合員）が漁業生産によって得られた生産物を用いて、加工製造するための作業場又は工場と認められるものを有し、その製造活動に専従の常時従事者を使用し水産加工品を製造することをいう。

イ 水産物直売所

食品衛生法に基づく「魚介類販売業」の許可を得て、生鮮魚介類、水産加工品を定期的に消費者と直接対面で販売するための施設（冷蔵設備を有し、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、木造等十分な耐久性を有する構造であって、給水、汚物処理設備等を有する施設）を有し、その販売活動に専従の常時従事者を使用して、漁業経営体又は漁協等が自ら又は構成員（組合員）が漁業生産によって得られた生産物又はその水産加工品を販売している事業所をいう。

ウ 漁家民宿

漁業経営体が旅館業法に基づく旅館業の許可を得て観光客等の第三者を宿泊させ、自ら生産した水産動植物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供して料金を得ている事業をいう。

エ 漁家レストラン

漁業経営体又は漁協等が食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を得て、不特定の者に自ら又は構成員（組合員）が生産した水産動植物をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供して料金を得る事業をいう。